

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成28年8月10日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成27年7月1日（水）午後4時30分頃、周南市大字呼坂において、熊毛総合支所地域政策課職員の運転する公用車が、市道交差点を右折する際、左方向から直進してきた相手方車両と接触し、相手側車両が破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

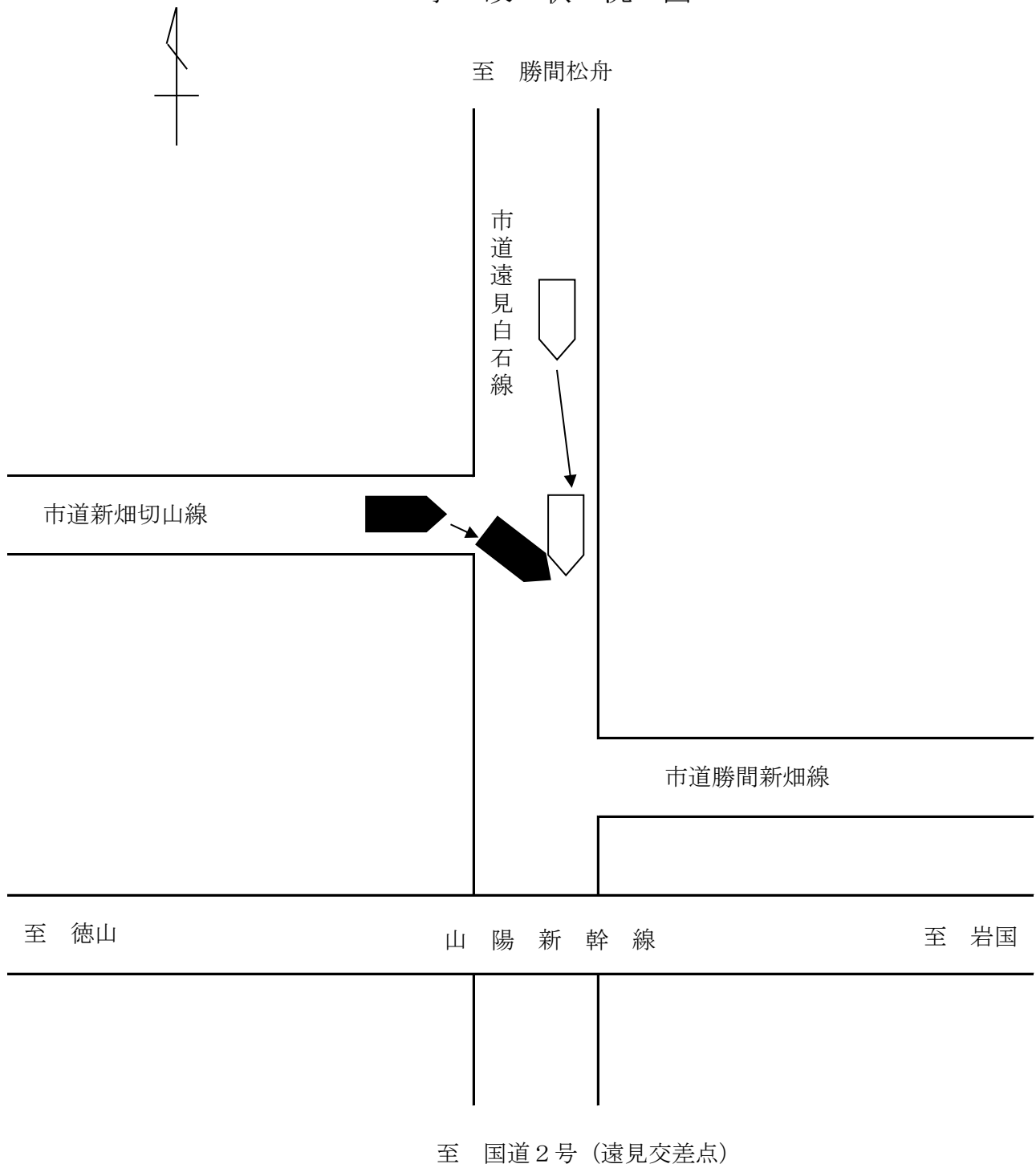
¥197,073-


2 専決処分の年月日

平成28年7月29日

(参 考)

事 故 状 況 図



 相手方車両

 公用車